

基本的な感染症対策について周知事項

	教職員	児童生徒等
手洗い	<ul style="list-style-type: none"> 石けんを使った丁寧な手洗いにより十分にウイルスを除去できることを指導する。 様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、 <ol style="list-style-type: none"> ①外から教室に入る時 ②咳やくしゃみ、鼻をかんだ時 ③給食（昼食）の前後 ④掃除の後 ⑤トイレの後 ⑥共有の物を触った時 など、こまめな手洗いを指導する。 手を拭くタオルやハンカチ等は共用しないように指導する。 <p>△教職員についても児童生徒等と同様とする。</p>	<p>《正しい手の洗い方》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこする。 ②手の甲をのばすようにこする。 ③指先・爪の間を念入りにこする。 ④指の間を洗う。 ⑤親指と手のひらをねじり洗いをする。 ⑥手首も忘れず洗う。 ⑦十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでふき取る。
マスクの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育活動においては、原則マスクを着用する。 特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、マスクの着用の徹底を指導する。 <p>△教職員についても児童生徒等と同様とする。</p>	<p>《正しいマスクの着用》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①鼻と口の両方を着実に覆う。 ②ゴムひもを耳にかける。 ③隙間がないよう鼻まで覆う。 <p>《正しいマスクの取り扱い》</p> <ul style="list-style-type: none"> マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つ。
登校(出勤)前の体温測定	<ul style="list-style-type: none"> 家庭と連携し、健康観察表を活用して、毎朝の検温や風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無を確認するよう指導するとともに、健康観察表を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するよう指導し、検温及び健康観察を行う。 登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。 同居の家族にも健康管理に取り組んでいただけよう呼びかける。 <p>△教職員についても児童生徒等と同様に毎朝の検温や風邪症状等の確認など健康管理に取り組む。</p>	<p>《児童生徒等・保護者へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 登校前に自宅において、毎朝、検温と風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無を確認する。 自宅で行った健康観察結果は「健康観察表」に記入し、学校に持参する。
自宅休養及び健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等に発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養するよう指導する。 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。 県のリスクレベルがレベル4以上の際は、児童生徒等の同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様に、学校に連絡し、登校せずに自宅で待機とする。 <p>△教職員及び同居家族等に感染が疑われる症状がある場合は、速やかに所属長に報告する。 (令和2年4月9日付け教人第57号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校で発熱、風邪症状等が見られる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにする。 	<p>《児童生徒等・保護者へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養する。 県のリスクレベルがレベル4以上の際は、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様に、学校に連絡し、登校せずに自宅で待機とする。

発熱等の症状がある場合の対応について

(1) かかりつけ医や最寄りの医療機関など、身近な医療機関に電話で相談する。

(2) 相談する医療機関が分からない場合は、発熱患者専用ダイヤル 0570-096-567 に相談する。

(R2.11.6現在)